

別紙 2

(協定第 5 条関連)  
(機構法第 13 条第 1 項第 3 号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	4百万円
H 1 9	4百万円
H 2 0	4百万円
H 2 1	4百万円
H 2 2	4百万円
H 2 3	115百万円
H 2 4	114百万円
H 2 5	112百万円
H 2 6	112百万円
H 2 7	111百万円
H 2 8	110百万円
H 2 9	110百万円
H 3 0	109百万円
H 3 1	109百万円
H 3 2	109百万円
H 3 3	110百万円
H 3 4	109百万円
H 3 5	109百万円
H 3 6	109百万円
H 3 7	109百万円
H 3 8	109百万円
H 3 9	109百万円
H 4 0	109百万円
H 4 1	109百万円
H 4 2	108百万円
H 4 3	109百万円
H 4 4	109百万円
H 4 5	109百万円
H 4 6	109百万円
H 4 7	109百万円
H 4 8	159百万円
H 4 9	147百万円

上記記載の債務引受限度額については、協定締結後五ヵ年の期間内において、各年度の限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。